

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第123号	上越市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	生活排水対策課	1～26
議案第127号	上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部改正について	道路課ほか	27～28
議案第128号	上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部改正について	建築住宅課	29～34
議案第135号	市道路線の廃止について	道路課	35～38
議案第136号	市道路線の認定について		
議案第114号	令和6年度上越市一般会計補正予算(第6号)	生活排水対策課ほか	39～42
議案第120号	令和6年度上越市下水道事業会計補正予算(第2号)	生活排水対策課ほか	43～46

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 3 号
提 出 課	生活排水対策課

上越市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定理由

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、当該事業をガス水道局に移管することに伴い、関係する条例 8 本を一括して改廃するもの

2 主な改正内容

(1) 第 1 条の規定による条例の改正内容

下水道事業を公営企業として設置するとともに、下水道事業の処理区域等を定める。(第 2 条、第 2 条の 2、第 4 条関係)

(2) 第 2 条から第 6 条までの規定による条例の改正内容

下水道事業に係る処分、手続等の権限をガス水道事業管理者に移管するため、関係する条文中「市長」を「管理者」に改める。

(3) 第 7 条の規定による条例の改正内容

市長の権限に属する都市整備部の事務分掌から「生活排水に関すること。」を削る。(第 2 条関係)

(4) 第 8 条の規定による条例の廃止

下水道事業の設置を「上越市公営企業の設置等に関する条例」に位置付けることから「上越市下水道事業の設置等に関する条例」を廃止する。

(5) 下水道事業の移管に伴う経過措置

この条例の施行前に、改正前及び廃止前の各条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、それぞれ改正後の各条例に相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 上越市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市公営企業の設置等に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前								
(公営企業の設置) 第2条 市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、ガス事業、水道事業、<u>水道用水供給事業及び下水道事業</u>（以下「公営企業」という。）を設置する。 <u>（下水道事業に対する法の適用）</u> 第2条の2 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u>（追加） （事業区域等） 第4条 略 2及び3 略 4 <u>下水道事業の処理区域等は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>事業名</th><th>処理区域等</th></tr> <tr> <td>公共下水道事業</td><td>下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業計画に定める区域</td></tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td><td>上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号）第3条に規定する処理区域</td></tr> <tr> <td>浄化槽整備推進事業</td><td>浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第67号）の定めるところにより環境大臣が認めた地域</td></tr> </table> （追加）	事業名	処理区域等	公共下水道事業	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業計画に定める区域	農業集落排水事業	上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号）第3条に規定する処理区域	浄化槽整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第67号）の定めるところにより環境大臣が認めた地域	(公営企業の設置) 第2条 市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、ガス事業、水道事業<u>及び水道用水供給事業</u>（以下「公営企業」という。）を設置する。 （事業区域等） 第4条 略 2及び3 略
事業名	処理区域等								
公共下水道事業	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業計画に定める区域								
農業集落排水事業	上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号）第3条に規定する処理区域								
浄化槽整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第67号）の定めるところにより環境大臣が認めた地域								

(2) 第2条の規定による上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(受益者) 第2条 略	(受益者) 第2条 略

改 正 案	改 正 前
(1) 事業により築造される公共下水道の処理区域（以下「処理区域」という。）内に存する土地に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４３条に規定する者（当該土地が下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１６条の規定により<u>管理者</u>の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事を行う土地である場合にあっては、当該承認を受けた者） (2) 略 （賦課対象区域の決定等） 第４条 <u>管理者</u>は、負担金又は分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定めたときは、これを公告しなければならない。 ２ 賦課対象区域は、前項の規定による公告の日において現に処理区域となっている区域又は同日から３年以内に処理区域となることが予定される区域とする。ただし、市街化調整区域内に存する住宅用地でその面積が１，０００平方メートルを超えるときは、当該住宅用地のうち１，０００平方メートルを超える部分として<u>管理者</u>が定めた区域を除いた区域とする。 （負担金又は分担金の賦課） 第５条 <u>管理者</u>は、前条第１項の規定による公告のあった賦課対象区域内の土地に対して、受益者ごとに第３条の規定により算出した負担金又は分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 ２ 略 ３ <u>管理者</u>は、第１項の規定により負担金又は分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金又は分担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。 ４ 略 （負担金又は分担金の納期等） 第６条 略 ２ 負担金又は分担金の納期は、次の表のとおりとする。ただし、<u>管理者</u>は、特別の理由があると認めるときは、別に納期を定めることができる。 （表 略） ３及び４ 略	(1) 事業により築造される公共下水道の処理区域（以下「処理区域」という。）内に存する土地に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４３条に規定する者（当該土地が下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１６条の規定により<u>市長</u>の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事を行う土地である場合にあっては、当該承認を受けた者） (2) 略 （賦課対象区域の決定等） 第４条 <u>市長</u>は、負担金又は分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定めたときは、これを公告しなければならない。 ２ 賦課対象区域は、前項の規定による公告の日において現に処理区域となっている区域又は同日から３年以内に処理区域となることが予定される区域とする。ただし、市街化調整区域内に存する住宅用地でその面積が１，０００平方メートルを超えるときは、当該住宅用地のうち１，０００平方メートルを超える部分として<u>市長</u>が定めた区域を除いた区域とする。 （負担金又は分担金の賦課） 第５条 <u>市長</u>は、前条第１項の規定による公告のあった賦課対象区域内の土地に対して、受益者ごとに第３条の規定により算出した負担金又は分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 ２ 略 ３ <u>市長</u>は、第１項の規定により負担金又は分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金又は分担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。 ４ 略 （負担金又は分担金の納期等） 第６条 略 ２ 負担金又は分担金の納期は、次の表のとおりとする。ただし、<u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、別に納期を定めることができる。 （表 略） ３及び４ 略

改 正 案	改 正 前
(前納報奨金) 第7条 <u>管理者</u>は、負担金又は分担金を納期前に納付した受益者に対し、納期前に納付した負担金又は分担金の額（1納期に係る負担金又は分担金の額が10万円を超える場合においては、当該超える部分の負担金又は分担金の額を除く。）の100分の0.15に納期前に係る月数（1月未満の端数があるときは14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額を前納報奨金として交付する。 2及び3 略 (負担金又は分担金の徴収猶予) 第8条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金又は分担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が現に所有する土地に係る状況により、徴収を猶予することが必要と<u>管理者</u>が認めるとき。 (2) 受益者が次のいずれかに該当する場合で負担金又は分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと<u>管理者</u>が認めるとき。 ア 略 イ 受益者の属する世帯の世帯員の収入の合計額が<u>規程</u>で定める額に満たない場合 ウ 負担金又は分担金の額が<u>規程</u>で定める額を超える場合 (3) その他特に徴収を猶予することが必要と<u>管理者</u>が認めるとき。 (負担金又は分担金の減免) 第9条 略 2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、負担金又は分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)～(4) 略 (受益者に変更があった場合の取扱い) 第10条 賦課期日後に受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方（<u>管理者</u>が認める場合は、その一方）がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条	(前納報奨金) 第7条 <u>市長</u>は、負担金又は分担金を納期前に納付した受益者に対し、納期前に納付した負担金又は分担金の額（1納期に係る負担金又は分担金の額が10万円を超える場合においては、当該超える部分の負担金又は分担金の額を除く。）の100分の0.15に納期前に係る月数（1月未満の端数があるときは14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額を前納報奨金として交付する。 2及び3 略 (負担金又は分担金の徴収猶予) 第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金又は分担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が現に所有する土地に係る状況により、徴収を猶予することが必要と<u>市長</u>が認めるとき。 (2) 受益者が次のいずれかに該当する場合で負担金又は分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと<u>市長</u>が認めるとき。 ア 略 イ 受益者の属する世帯の世帯員の収入の合計額が<u>規則</u>で定める額に満たない場合 ウ 負担金又は分担金の額が<u>規則</u>で定める額を超える場合 (3) その他特に徴収を猶予することが必要と<u>市長</u>が認めるとき。 (負担金又は分担金の減免) 第9条 略 2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、負担金又は分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)～(4) 略 (受益者に変更があった場合の取扱い) 第10条 賦課期日後に受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方（<u>市長</u>が認める場合は、その一方）がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条

改 正 案	改 正 前
第 1 項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納期が到来しているものは、従前の受益者が納付するものとする。 (延滞金) 第 1 1 条 <u>管理者</u>は、第 5 条第 3 項の納期限までに負担金又は分担金を納付しない者があるときは、当該負担金又は分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 1 4 . 5 パーセント（当該納付期日の翌日から 1 月を経過する日までの日数については年 7 . 2 5 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 2 及び 3 略 (過誤納金の取扱い) 第 1 2 条 <u>管理者</u>は、受益者の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該受益者の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金を未納に係る徴収金に充当することができる。 2 <u>管理者</u>は、過誤納金を還付し、又は充当するときは、納付の日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日までの日数に応じ、その金額に年 7 . 2 5 パーセントの割合を乗じて得た金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当すべき金額に加算しなければならない。 3 略 (委任) 第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	第 1 項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納期が到来しているものは、従前の受益者が納付するものとする。 (延滞金) 第 1 1 条 <u>市長</u>は、第 5 条第 3 項の納期限までに負担金又は分担金を納付しない者があるときは、当該負担金又は分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 1 4 . 5 パーセント（当該納付期日の翌日から 1 月を経過する日までの日数については年 7 . 2 5 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 2 及び 3 略 (過誤納金の取扱い) 第 1 2 条 <u>市長</u>は、受益者の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該受益者の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金を未納に係る徴収金に充当することができる。 2 <u>市長</u>は、過誤納金を還付し、又は充当するときは、納付の日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日までの日数に応じ、その金額に年 7 . 2 5 パーセントの割合を乗じて得た金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当すべき金額に加算しなければならない。 3 略 (委任) 第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。

(3) 第 3 条の規定による上越市下水道条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
目次 第 1 章 略 第 2 章 公共下水道 第 1 節～第 3 節 略 第 4 節 行為及び占用の許可（第 2 8 条—<u>第 3 4 条の 2</u>） 第 3 章 都市下水路（<u>第 3 4 条の 3</u>—第	目次 第 1 章 略 第 2 章 公共下水道 第 1 節～第 3 節 略 第 4 節 行為及び占用の許可（第 2 8 条—<u>第 3 4 条</u>） 第 3 章 都市下水路（<u>第 3 4 条の 2</u>—第

改 正 案	改 正 前
35条) 第4章及び第5章 略 附則 (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第2条の2 略 (1)及び(2) 略 (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規程</u>で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。 (4) 略 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規程</u>で定める措置が講ぜられていること。 (排水施設の構造の基準) 第2条の3 略 (1) 排水管の内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、<u>規程</u>で定める数値を下回らないもので、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2)～(5) 略 (処理施設の構造の基準) 第2条の4 略 (1) 略 (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置が講ぜられていること。 (終末処理場の維持管理に関する基準) 第2条の6 略 (1)～(5) 略 (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置を講ずること。	35条) 第4章及び第5章 略 附則 (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第2条の2 略 (1)及び(2) 略 (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。 (4) 略 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。 (排水施設の構造の基準) 第2条の3 略 (1) 排水管の内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、<u>規則</u>で定める数値を下回らないもので、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2)～(5) 略 (処理施設の構造の基準) 第2条の4 略 (1) 略 (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。 (終末処理場の維持管理に関する基準) 第2条の6 略 (1)～(5) 略 (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講ずること。

改 正 案	改 正 前
(排水設備の接続方法及び内径等) 第3条 略 (1) 公共下水道に汚水を流入させるため設ける排水設備は、接続ます等に固着させること。ただし、<u>規程</u>で定める場合で<u>管理者</u>の許可を受けたときは、この限りでない。 (2) 略 (3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。 (表 略) (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、<u>管理者</u>が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「上越市下水道排水設備指定工事店」という。）でなければならない。 2 上越市下水道排水設備指定工事店に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。 (排水設備等の工事の検査) 第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、検査を受けなければならない。 2 前項の検査に合格したときは、<u>管理者</u>は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 (排水設備の新設又は改築をする場合の融資) 第8条 <u>管理者</u>は、処理区域内において排水	(排水設備の接続方法及び内径等) 第3条 略 (1) 公共下水道に汚水を流入させるため設ける排水設備は、接続ます等に固着させること。ただし、<u>規則</u>で定める場合で<u>市長</u>の許可を受けたときは、この限りでない。 (2) 略 (3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。 (表 略) (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、<u>市長</u>が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「上越市下水道排水設備指定工事店」という。）でなければならない。 2 上越市下水道排水設備指定工事店に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (排水設備等の工事の検査) 第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、検査を受けなければならない。 2 前項の検査に合格したときは、<u>市長</u>は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 (排水設備の新設又は改築をする場合の融資) 第8条 <u>市長</u>は、処理区域内において排水

改 正 案	改 正 前
設備の新設又は改築をしようとする者に対し、当該工事に必要な資金を融資することができる。 2 資金の融資に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。 (接続ますの設置) 第9条 接続ますは、1戸につき1個、<u>管理者</u>が設置するものとする。ただし、その設置につきやむを得ない事情があると<u>管理者</u>が認めたときは、この限りでない。 2 略 (代表者の選定) 第10条 接続ますを共用しようとする者は、代表者を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (接続ますの保管) 第11条 <u>管理者</u>は、接続ますを、当該接続ますに接続する排水設備の設置義務者又は前条の代表者に保管させるものとする。 2 略 (接続ます及び取付管の変更) 第12条 接続ます及び取付管に変更を加える工事を必要とするときは、<u>管理者</u>の承認を受けなければならない。 2 略 (使用開始等の届出) 第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、直ちにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 2 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (施設保全のための除害施設の設置) 第16条 使用者は、次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けなければならない。ただし、<u>管理者</u>が定める項目に係る汚水で<u>管理者</u>が定める水量のものについては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (水質保全のための除害施設の設置)	設備の新設又は改築をしようとする者に対し、当該工事に必要な資金を融資することができる。 2 資金の融資に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (接続ますの設置) 第9条 接続ますは、1戸につき1個、<u>市長</u>が設置するものとする。ただし、その設置につきやむを得ない事情があると<u>市長</u>が認めたときは、この限りでない。 2 略 (代表者の選定) 第10条 接続ますを共用しようとする者は、代表者を選定し、<u>市長</u>に届け出なければならない。 (接続ますの保管) 第11条 <u>市長</u>は、接続ますを、当該接続ますに接続する排水設備の設置義務者又は前条の代表者に保管させるものとする。 2 略 (接続ます及び取付管の変更) 第12条 接続ます及び取付管に変更を加える工事を必要とするときは、<u>市長</u>の承認を受けなければならない。 2 略 (使用開始等の届出) 第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、直ちにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 2 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なくその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (施設保全のための除害施設の設置) 第16条 使用者は、次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けなければならない。ただし、<u>市長</u>が定める項目に係る汚水で<u>市長</u>が定める水量のものについては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (水質保全のための除害施設の設置)

改 正 案	改 正 前
第 17 条 次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けなければならない。ただし、<u>管理者</u>が定める項目に係る汚水で<u>管理者</u>が定める水量のものについては、この限りでない。 (1)～(7) 略 2 略 (除害施設の新設等の届出) 第 18 条 除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 除害施設の新設等を行った者（以下「除害施設の設置者」という。）は、工事が完了した日から 5 日以内に、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 3 除害施設の設置者は、除害施設を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (除害施設に係る水質の測定義務) 第 19 条 除害施設の設置者は、<u>規程</u>で定めるところにより、除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 (除害施設に係る報告の徴収) 第 20 条 <u>管理者</u>は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、除害施設の設置者からその汚水を排除する事業場等の状況、除害施設及びその排除する汚水の水質について報告を徴収することができる。 (使用料の徴収) 第 21 条 <u>管理者</u>は、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。 2 使用料は、処理区域の公共下水道に汚水の排除を開始した日の属する月からその汚水の排除を廃止した日の属する月までの間、毎月徴収するものとする。ただし、<u>管理者</u>は、必要があると認めるときは、隔月	第 17 条 次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けなければならない。ただし、<u>市長</u>が定める項目に係る汚水で<u>市長</u>が定める水量のものについては、この限りでない。 (1)～(7) 略 2 略 (除害施設の新設等の届出) 第 18 条 除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 除害施設の新設等を行った者（以下「除害施設の設置者」という。）は、工事が完了した日から 5 日以内に、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 3 除害施設の設置者は、除害施設を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (除害施設に係る水質の測定義務) 第 19 条 除害施設の設置者は、<u>規則</u>で定めるところにより、除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 (除害施設に係る報告の徴収) 第 20 条 <u>市長</u>は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、除害施設の設置者からその汚水を排除する事業場等の状況、除害施設及びその排除する汚水の水質について報告を徴収することができる。 (使用料の徴収) 第 21 条 <u>市長</u>は、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。 2 使用料は、処理区域の公共下水道に汚水の排除を開始した日の属する月からその汚水の排除を廃止した日の属する月までの間、毎月徴収するものとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、隔月

改 正 案	改 正 前
に２月分の使用料をまとめて徴収することができる。 ３～５ 略 （汚水の排除量の認定） 第２３条 略 （１） 略 （２） 水道水以外の水による汚水の排除量は、<u>管理者</u>が認定する。 （３） 略 ２ 略 ３ <u>管理者</u>は、第１項第２号の規定による汚水の排除量の認定をするため必要があると認めるときは、汚水の排除量を計測するための装置を取り付けることができる。 ４ 使用者は、前項の規定により<u>管理者</u>が取り付けた装置をその指示に従い責任をもって管理し、これを故意又は過失により損傷し、又は亡失したときは、<u> </u>その損害を賠償しなければならない。 （公共下水道の一時使用） 第２４条 建設工事の施行に伴う汚水を排除するため、公共下水道を一時的に使用しようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。 ２ 前項の許可を受けた者の汚水排除量は、使用の態様、使用期間等により、<u>管理者</u>が認定する。 ３ 略 ４ 前項の規定により前納した使用料は、当該使用者から第１３条第１項の規定による使用廃止の届出があったとき、その他<u>管理者</u>が必要と認めたときに精算する。 （使用料の減免） 第２５条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （区域外汚水の排除） 第２６条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、処理区域外の汚水を公共下水道に排除することを許可することができる。 ２ 略 （資料の提出） 第２７条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するため	に２月分の使用料をまとめて徴収することができる。 ３～５ 略 （汚水の排除量の認定） 第２３条 略 （１） 略 （２） 水道水以外の水による汚水の排除量は、<u>市長</u>が認定する。 （３） 略 ２ 略 ３ <u>市長</u>は、第１項第２号の規定による汚水の排除量の認定をするため必要があると認めるときは、汚水の排除量を計測するための装置を取り付けることができる。 ４ 使用者は、前項の規定により<u>市長</u>が取り付けた装置をその指示に従い責任をもって管理し、これを故意又は過失により損傷し、又は亡失したときは、<u>市に</u>その損害を賠償しなければならない。 （公共下水道の一時使用） 第２４条 建設工事の施行に伴う汚水を排除するため、公共下水道を一時的に使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 ２ 前項の許可を受けた者の汚水排除量は、使用の態様、使用期間等により、<u>市長</u>が認定する。 ３ 略 ４ 前項の規定により前納した使用料は、当該使用者から第１３条第１項の規定による使用廃止の届出があったとき、その他<u>市長</u>が必要と認めたときに精算する。 （使用料の減免） 第２５条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （区域外汚水の排除） 第２６条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、処理区域外の汚水を公共下水道に排除することを許可することができる。 ２ 略 （資料の提出） 第２７条 <u>市長</u>は、使用料を算出するため

改 正 案	改 正 前
に必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。 (行為の許可) 第 28 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、あらかじめ許可申請書を<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。 (占用の許可) 第 30 条 公共下水道_____の敷地又は排水施設（以下この項において「公共下水道敷等」という。）に施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「占用物件」という。）を設け、公共下水道敷等を占用しようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について、法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2 略 3 <u>管理者</u>は、第 1 項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、法第 24 条第 2 項の政令で定める技術上の基準（排水施設の暗渠である構造の部分に電線等を設ける場合にあつては、<u>規程</u>で定める基準）に適合するものであるときに限り、これを許可することができる。 (占用料の徴収) 第 32 条 <u>管理者</u>は、第 30 条第 1 項の規定により占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1) 公共下水道_____に下水を排除することを目的とする占有物件 (2)～(8) 略 2 略 (占用料の徴収方法)	に必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。 (行為の許可) 第 28 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、あらかじめ許可申請書を<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。 (占用の許可) 第 30 条 公共下水道若しくは市長が管理している下水路（別に定めるものに限る。第 32 条第 1 項第 1 号において同じ。）の敷地又は排水施設（以下この項において「公共下水道敷等」という。）に施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「占用物件」という。）を設け、公共下水道敷等を占用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について、法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2 略 3 <u>市長</u>は、第 1 項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、法第 24 条第 2 項の政令で定める技術上の基準（排水施設の暗渠である構造の部分に電線等を設ける場合にあつては、<u>規則</u>で定める基準）に適合するものであるときに限り、これを許可することができる。 (占用料の徴収) 第 32 条 <u>市長</u>は、第 30 条第 1 項の規定により占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1) 公共下水道<u>又は市長が管理している下水路</u>に下水を排除することを目的とする占有物件 (2)～(8) 略 2 略 (占用料の徴収方法)

改 正 案	改 正 前
第 3 3 条 占有者は、<u>管理者</u>が指定する期日までに前条第 2 項に規定する占用料を納入しなければならない。 2 既に納入した占用料は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合のほか、還付しない。 (原状回復) 第 3 4 条 占有者は、占有期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。 2 <u>管理者</u>は、占有者に対して原状に回復することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。 (市長が管理している下水路への準用) <u>第 3 4 条の 2 第 2 8 条から前条までの規定は、市長が管理している下水路（別に定めるものに限る。）について準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</u> (追加) (都市下水路の構造の基準) <u>第 3 4 条の 3 略</u> (都市下水路の維持管理の基準) <u>第 3 4 条の 4 略</u> (都市下水路に係る行為及び占有の許可) 第 3 5 条 第 2 8 条から第 3 4 条までの規定は、都市下水路について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「法第 2 4 条第 1 項」とあるのは「法第 2 9 条第 1 項」と、「管理者」とあるのは「市長」と、「法第 2 4 条第 2 項」とあるのは「法第 2 9 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u> (手数料の徴収) 第 3 6 条 略 2 略 3 既に納入した手数料は、還付しない。ただし、<u>管理者</u>が登録の申請を棄却したときは、その全部を還付するものとする。 (委任) 第 3 7 条 この条例で定めるもののほか、こ	第 3 3 条 占有者は、<u>市長</u>が指定する期日までに前条第 2 項に規定する占用料を納入しなければならない。 2 既に納入した占用料は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合のほか、還付しない。 (原状回復) 第 3 4 条 占有者は、占有期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。 2 <u>市長</u>は、占有者に対して原状に回復することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。 (都市下水路の構造の基準) <u>第 3 4 条の 2 略</u> (都市下水路の維持管理の基準) <u>第 3 4 条の 3 略</u> (都市下水路に係る行為及び占有の許可) 第 3 5 条 第 2 8 条から第 3 4 条までの規定は、都市下水路について準用する。<u>この場合において、第 2 8 条、第 2 9 条及び第 3 0 条第 1 項中「法第 2 4 条第 1 項」とあるのは「法第 2 9 条第 1 項」と、第 3 0 条第 3 項中「法第 2 4 条第 2 項」とあるのは「法第 2 9 条第 2 項」と読み替えるものとする。</u> (手数料の徴収) 第 3 6 条 略 2 略 3 既に納入した手数料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が登録の申請を棄却したときは、その全部を還付するものとする。 (委任) 第 3 7 条 この条例で定めるもののほか、こ

改 正 案	改 正 前
の条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。 第38条 略 (1)～(10) 略 (11) この条例の規定に基づく_____指示若しくは命令に従わず、届出を怠り、又は_____提出する書類に虚偽の記載をした者	の条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で_____定める。 第38条 略 (1)～(10) 略 (11) この条例の規定に基づく<u>市長</u>の指示若しくは命令に従わず、届出を怠り、又は<u>市長</u>に提出する書類に虚偽の記載をした者

(4) 第4条の規定による上越市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(賦課対象区域の決定等) 第3条 <u>管理者</u>は、分担金を賦課しようとするときは、その区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。 (分担金の額) 第4条 分担金は、事業に要する費用から当該事業に対して交付される国及び県の補助金等を除いた額の範囲内とし、受益者から徴収する額は、<u>規程</u>で定める。 (分担金の賦課) 第5条 <u>管理者</u>は、第3条の公告の日における賦課対象区域内の受益者ごとに分担金を賦課するものとする。 2 <u>管理者</u>は、前項の規定により分担金を賦課したときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。 (新たに受益者となる者の取扱い) 第7条 賦課対象区域内において第3条の公告の日後新たに受益者となる者については、第4条の受益者から徴収する額に、必要に応じて<u>管理者</u>が定める額を加算した額を分担金として徴収する。 2 前項の分担金の納期等については、前条の規定にかかわらず、その都度<u>管理者</u>が定める。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	(賦課対象区域の決定等) 第3条 <u>市長</u>は、分担金を賦課しようとするときは、その区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。 (分担金の額) 第4条 分担金は、事業に要する費用から当該事業に対して交付される国及び県の補助金等を除いた額の範囲内とし、受益者から徴収する額は、<u>規則</u>で定める。 (分担金の賦課) 第5条 <u>市長</u>は、第3条の公告の日における賦課対象区域内の受益者ごとに分担金を賦課するものとする。 2 <u>市長</u>は、前項の規定により分担金を賦課したときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。 (新たに受益者となる者の取扱い) 第7条 賦課対象区域内において第3条の公告の日後新たに受益者となる者については、第4条の受益者から徴収する額に、必要に応じて<u>市長</u>が定める額を加算した額を分担金として徴収する。 2 前項の分担金の納期等については、前条の規定にかかわらず、その都度<u>市長</u>が定める。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。

(5) 第5条の規定による上越市農業集落排水条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(排水処理施設の名称等) 第3条 排水処理施設の名称、処理場の位置及び処理区域は、<u>別表第1</u> _____に定めるところによる。 (供用開始の公告) 第4条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水処理すべき区域を公告しなければならない。 (排水設備等の検査等) 第6条 <u>管理者</u>は、必要に応じて排水設備及び除害施設を検査し、使用者に対し必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、排水設備及び除害施設の設置場所に立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。 2 略 (使用料の額) 第7条 <u>管理者</u>は、使用者から排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収するものとし、その額は、<u>別表第2</u>により算出した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。 2 略 (準用) 第8条 排水設備の接続方法及び内径等、排水設備の計画の確認、排水設備の工事の実施、排水設備の工事の検査、排水設備の新設又は改築をする場合の融資、公共ますの設置、代表者の選定、公共ますの保管、公共ます及び取付管の変更、使用開始等の届出、し尿の水洗便所による排除、特定事業場からの汚水の排除の制限、施設保全のための除害施設の設置、水質保全のための除害施設の設置、除害施設の新設等の届出、除害施設に係る水質の測定義務、除害施設に係る報告の徴収、使用料の徴収、汚水の排除量の認定、排水処理施設の一時使用、使用料の減免、区域外汚水の排除、資料の	(排水処理施設の名称等) 第3条 排水処理施設の名称、処理場の位置及び処理区域は、<u>上越市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年上越市条例第60号）第4条第2項</u>に定めるところによる。 (供用開始の公告) 第4条 <u>市長</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水処理すべき区域を公告しなければならない。 (排水設備等の検査等) 第6条 <u>市長</u>は、必要に応じて排水設備及び除害施設を検査し、使用者に対し必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、排水設備及び除害施設の設置場所に立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。 2 略 (使用料の額) 第7条 <u>市長</u>は、使用者から排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収するものとし、その額は、<u>別表第1</u>により算出した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。 2 略 (準用) 第8条 排水設備の接続方法及び内径等、排水設備の計画の確認、排水設備の工事の実施、排水設備の工事の検査、排水設備の新設又は改築をする場合の融資、公共ますの設置、代表者の選定、公共ますの保管、公共ます及び取付管の変更、使用開始等の届出、し尿の水洗便所による排除、特定事業場からの汚水の排除の制限、施設保全のための除害施設の設置、水質保全のための除害施設の設置、除害施設の新設等の届出、除害施設に係る水質の測定義務、除害施設に係る報告の徴収、使用料の徴収、汚水の排除量の認定、排水処理施設の一時使用、使用料の減免、区域外汚水の排除、資料の

改 正 案	改 正 前															
提出並びに罰則については、下水道条例第3条（第1号ただし書及び第3号の表を除く。）、第5条、第6条第1項、第7条から第20条まで、第21条（第1項を除く。）、第23条から第27条まで、第38条（第10号を除く。）、第39条及び第40条の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、<u>別表第3</u>のとおりとする。 （委任） 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	提出並びに罰則については、下水道条例第3条（第1号ただし書及び第3号の表を除く。）、第5条、第6条第1項、第7条から第20条まで、第21条（第1項を除く。）、第23条から第27条まで、第38条（第10号を除く。）、第39条及び第40条の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、<u>別表第2</u>のとおりとする。 （委任） 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で 定める。															
別表第1（第3条関係） <table><tr><th>排水処理施設の名称</th><th>処理場の位置</th><th>処理区域</th></tr><tr><td>三郷地区農業集落排水処理施設</td><td>上越市大字今池722番地</td><td>上越市大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田及び大字下稲塚の各一部</td></tr><tr><td>北諏訪地区農業集落排水処理施設</td><td>上越市大字東中島1915番地</td><td>上越市大字上千原、大字東中島、大字中真砂、大字下真砂、大字川端、大字飯塚、大字下吉野、大字上五貫野及び大字下五貫野の各一部</td></tr><tr><td>津有南部地区農業集落排水処理施設</td><td>上越市大字下新町490番地</td><td>上越市大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字熊塚、大字上富川、大字野尻、大字稲、大字下曾根、大字上曾根及び大字稲谷の各一部</td></tr><tr><td>保倉東部地区農業集落排水</td><td>上越市大字下吉野1149番地</td><td>上越市大字上名柄、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大</td></tr></table>		排水処理施設の名称	処理場の位置	処理区域	三郷地区農業集落排水処理施設	上越市大字今池722番地	上越市大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田及び大字下稲塚の各一部	北諏訪地区農業集落排水処理施設	上越市大字東中島1915番地	上越市大字上千原、大字東中島、大字中真砂、大字下真砂、大字川端、大字飯塚、大字下吉野、大字上五貫野及び大字下五貫野の各一部	津有南部地区農業集落排水処理施設	上越市大字下新町490番地	上越市大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字熊塚、大字上富川、大字野尻、大字稲、大字下曾根、大字上曾根及び大字稲谷の各一部	保倉東部地区農業集落排水	上越市大字下吉野1149番地	上越市大字上名柄、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大
排水処理施設の名称	処理場の位置	処理区域														
三郷地区農業集落排水処理施設	上越市大字今池722番地	上越市大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田及び大字下稲塚の各一部														
北諏訪地区農業集落排水処理施設	上越市大字東中島1915番地	上越市大字上千原、大字東中島、大字中真砂、大字下真砂、大字川端、大字飯塚、大字下吉野、大字上五貫野及び大字下五貫野の各一部														
津有南部地区農業集落排水処理施設	上越市大字下新町490番地	上越市大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字熊塚、大字上富川、大字野尻、大字稲、大字下曾根、大字上曾根及び大字稲谷の各一部														
保倉東部地区農業集落排水	上越市大字下吉野1149番地	上越市大字上名柄、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大														

改 正 案			改 正 前
処理施設	6	字田沢新田、大字岡崎新田及び大字福岡新田の各一部	
保倉西部 地区農業 集落排水 処理施設	上越市大 字下名柄 1535番地	上越市大字下吉野、 大字上五貫野、大字 下名柄、大字上名 柄、大字長岡新田、 大字小泉、大字長 岡、大字駒林、大字 下百々、大字五野井 及び大字石川の各一 部	
高士東部 地区農業 集落排水 処理施設	上越市大 字飯田 1169番地 2	上越市大字飯田、大 字高津、大字妙油、 大字森田、大字十二 ノ木、大字東京田、 大字大口、大字北方 及び大字南方の各一 部	
津有中部 地区農業 集落排水 処理施設	上越市大 字藤塚 554番地3	上越市大字吉岡、大 字東市野口、大字 劔、大字藤塚、大字 新保古新田、大字本 新保、大字上雲寺、 大字野尻及び大字稲 の各一部	
高士西部 四辻地区 農業集落 排水処理 施設	上越市三 和区野 6429番地	上越市大字高和町、 大字元屋敷、大字四 辻町及び大字劔の各 一部	
有田地区 農業集落 排水処理 施設	上越市大 字三ツ橋 905番地	上越市大字小猿屋、 大字小猿屋新田、大 字三田、大字三田新 田、大字三ツ橋新 田、大字三ツ橋、大 字横曽根、田園、大 字荒屋及び大字虫川 の各一部	
金谷和田 西部地区 農業集落 排水処理 施設	上越市大 字稻荷 141番地1	上越市大字黒田、大 字朝日、大字下馬 場、大字小滝、大字 上門前、大字地頭方 及び大字稻荷の各一	

改 正 案			改 正 前
		部	
和田東部地区農業集落排水処理施設	上越市大字下箱井531番地	上越市大字下新田、大字丸山新田、大字五ヶ所新田、大字下箱井、大字島田下新田、大字島田、大字島田上新田、大字木島、大字岡原、大字中箱井及び大字上箱井の各一部	
津有北部諏訪地区農業集落排水処理施設	上越市大字杉野袋118番地5	上越市大字市野江、大字桐原、大字本道、大字下野田、大字長面、大字上野田、大字上池部、大字下池部、大字四辻町、大字南新保、大字北新保、大字杉野袋、大字上真砂、大字高森、大字諏訪、大字東原、大字北田中、大字鶴町、大字米岡及び米町の各一部	
須川地区農業集落排水処理施設	上越市安塚区須川9525番地	上越市安塚区須川	
牧中央地区農業集落排水処理施設	上越市牧区宮口1259番地2	上越市牧区宮口、山口、荒井、落田、柳島、東松ノ木、小川、国川、田島、下昆子、上昆子、下湯谷、桜滝、棚広、倉下及び原の各一部	
蜘蛛ヶ池地区農業集落排水処理施設	上越市大湊区蜘蛛ヶ池1144番地	上越市大湊区蜘蛛ヶ池	
潟田地区農業集落排水処理施設	上越市大湊区潟田246番地	上越市大湊区潟田	

改 正 案			改 正 前
東 在 地 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上 越 市 大 湊 区 岩 野 古 新 田 317 番 地 2	上 越 市 大 湊 区 岩 野 古 新 田、長 崎 及 び 吉 崎 新 田	
湊 端 地 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上 越 市 大 湊 区 高 橋 新 田 48 番 地 1	上 越 市 大 湊 区 山 鷺 島 新 田、里 鷺 島 新 田、 米 倉 新 田、高 橋 新 田 及 び 和 泉 新 田 並 び に 湊 町 五 区 の 一 部	
内 雁 子 地 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上 越 市 大 湊 区 内 雁 子 335 番 地	上 越 市 大 湊 区 内 雁 子 及 び 内 雁 子 新 田	
頸 城 中 部 処 理 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上 越 市 頸 城 区 百 間 町 118 番 地 2	上 越 市 頸 城 区 百 間 町、諏 訪、千 原、舟 津 の 一 部、北 方 の 一 部、青 野、湊 口、宮 原、戸 口 野、飯 田、 東 俣、下 中 村、柿 野、川 袋、鷺 ノ 木、 立 崎、石 神、塔 ケ 崎、花 ケ 崎、並 木 及 び 森 本	
頸 城 東 部 処 理 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上 越 市 頸 城 区 湊 1372 番 地 2	上 越 市 頸 城 区 姥 谷 内 の 一 部、仁 野 分 の 一 部、日 根 津、上 増 田、上 池 田、大 湊 の 一 部、手 島、中 増 田、下 増 田 及 び 湊	
頸 城 西 部 処 理 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上 越 市 頸 城 区 松 橋 815 番 地	上 越 市 頸 城 区 下 千 原、五 十 嵐、島 田、 榎 井 の 一 部、榎 下、 松 橋 の 一 部、松 橋 新 田 の 一 部、下 中 島 の 一 部、手 宮、舟 津 の 一 部、森 下、宮 本 及 び 北 方 の 一 部	
頸 城 北 部 処 理 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上 越 市 頸 城 区 大 谷 内 769 番 地 1	上 越 市 頸 城 区 中 城、 姥 谷 内 の 一 部、片 津、上 泉、大 坂 井、 田 中、西 湊、下 池 田、岡 田、中 柳 町、 上 柳 町、富 田、柳	

改 正 案			改 正 前
		町、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、仁野分の一部、天ヶ崎及び大潟の一部	
原之町地区（大乘寺処理地区）農業集落排水処理施設	上越市吉川区原之町52番地4	上越市吉川区原之町の一部及び大乘寺	
原之町地区（原之町処理地区）農業集落排水処理施設	上越市吉川区原之町2501番地4	上越市吉川区原之町の一部、下町及び片田	
梶地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区梶521番地1	上越市吉川区梶、大滝、坪野内、下八幡、神田町及び長沢	
竹直地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区杜氏の郷2番地	上越市吉川区竹直、長峰及び杜氏の郷	
吉川地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区河沢1988番地	上越市吉川区国田、福平、道之下、入河沢、東田中及び河沢	
旭地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区町田2424番地	上越市吉川区山方、田尻、六万部、町田、西野島及び原之町の一部	
吉川中部地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区東鳥越678番地	上越市吉川区天林寺、川崎、土尻、泉谷、東鳥越、片田、願法寺、山口、十町歩、下深沢、中谷内及び下町	
吉川北部地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区代石1571番地	上越市吉川区代石及び原之町の一部並びに柿崎区桜町新田	

改 正 案			改 正 前
西部地区 農業集落 排水処理 施設	上越市中 郷区福田 1001番地	上越市中郷区岡沢及 び福田	
釜塚地区 農業集落 排水処理 施設	上越市板 倉区中之 宮 284 番 地	上越市板倉区釜塚	
岡野町地 区農業集 落排水処 理施設	上越市清 里区上稲 塚 83 番地	上越市清里区岡野 町、菅原、岡嶺新 田、南田中、武士、 上稲塚、平成、弥 生、みらい及び荒牧 の一部	
清里南東 地区農業 集落排水 処理施設	上越市清 里区今曾 根 1118 番 地 1	上越市清里区荒牧の 一部、上深澤、上田 島、東福島、馬屋、 塩曾根及び今曾根	
棚田地区 農業集落 排水処理 施設	上越市清 里区棚田 1492 番地	上越市清里区梨窪、 鶯澤、上中条、棚 田、水草、北野及び 梨平	
東戸野地 区農業集 落排水処 理施設	上越市清 里区東戸 野 3049 番 地 2	上越市清里区鈴倉、 寺脇及び東戸野	
岡田地区 農業集落 排水処理 施設	上越市三 和区岡田 717 番地	上越市三和区岡田、 所山田及び山高津の 一部	
末野地区 農業集落 排水処理 施設	上越市三 和区末野 新田 726 番地	上越市三和区山腰新 田、末野及び末野新 田	
川浦地区 農業集落 排水処理 施設	上越市三 和区川浦 1001 番地	上越市三和区川浦、 中野、窪、法花寺、 水科、水吉、鴨井及 び田の一部	
本郷地区 農業集落 排水処理 施設	上越市三 和区下広 田 941 番 地	上越市三和区錦、柳 林、米子、広井、下 広田、上広田、本 郷、沖柳、越柳及び 島倉の一部	

改 正 案			改 正 前		
島 倉 地 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上越市三和区島倉 3605 番地 1	上越市三和区下中の一部、今保、大、三村新田、井ノ口、浮島、島倉の一部、下田島、山高津の一部、払沢、桑曽根、北代、下新保、神田及び塔ノ輪			
岡 木 地 区 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	上越市三和区岡木 940 番地	上越市三和区番町、田の一部、下中の一部、稲原、野、岡木及び日和町			
三 和 平 成 団 地 処 理 施 設	上越市三和区神明 町 1290 番 地 24	上越市三和区神明町			
下 名 立 浄 化 セ ン タ ー	上越市名立区大菅 1565 番地	上越市名立区谷口、車路、鉢畑、田野上、丸田、杉野瀬、折居及び濁沢			
名 南 浄 化 セ ン タ ー	上越市名立区折居 2687 番地	上越市名立区峠、池田、森、桂谷、折戸、平谷、東蒲生田、小田島、西蒲生田、瀬戸及び東飛山			
備考 処理区域の欄に表示する地域の名称は、大字の名称とする。ただし、潟端地区農業集落排水処理施設の処理区域の欄のうち潟町五区にあつては旧大潟町における行政区の名称とする。					
(追加)					
別表第 2 (第 7 条関係) 略			別表第 1 (第 7 条関係) 略		
別表第 3 (第 8 条関係)			別表第 2 (第 8 条関係)		
読 み 替 え る 規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句	読 み 替 え る 規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句
(略)			(略)		
第 6 条 第 1 項	排水設備等 の新設等の 工事は、 <u>管 理者</u> が排水 設備等の工	排水設備 の新設等 の 工 事 は、下水 道条例第	第 6 条 第 1 項	排水設備等 の新設等の 工事は、 <u>市 長</u> が排水 設備等の工	排水設備 の新設等 の 工 事 は、下水 道条例第

改 正 案			改 正 前		
	事に関し技能を有する者として指定した者	6 条第 1 項の規定により指定された者		事に関し技能を有する者として指定した者	6 条第 1 項の規定により指定された者
			第 8 条第 2 項	融資に関し必要な事項は、規則で定める	融資については、上越市排水設備設置資金融資規則（昭和 63 年上越市規則第 34 号）の定めるところによる
第 1 1 条第 1 項	前条	第 8 条において準用する下水道条例第 10 条	第 1 1 条第 1 項	前条	第 8 条において準用する下水道条例第 10 条
(略)			(略)		

(6) 第 6 条の規定による上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
(定義)		(定義)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
(1)及び(2) 略		(1)及び(2) 略	
(3) 処理地域 <u>上越市公営企業の設置等に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 2 号）第 4 条第 4 項の表浄化槽整備推進事業の項に定める地域をいう。</u>		(3) 処理地域 <u>上越市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年上越市条例第 60 号）第 4 条第 3 項</u>	
(4)～(6) 略		(4)～(6) 略	
2 略		2 略	
(設置の申請等)		(設置の申請等)	
第 3 条 住宅所有者等は、 <u>管理者</u> に対し、浄化槽の設置を申請することができる。ただし、住宅の存する土地又は住宅を建築中の		第 3 条 住宅所有者等は、 <u>市長</u> に対し、浄化槽の設置を申請することができる。ただし、住宅の存する土地又は住宅を建築中の	

改 正 案	改 正 前
土地が借地等であって当該土地の所有者の承諾の得られない者は、申請することができない。 2 <u>管理者</u>は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内で浄化槽の設置を決定するものとする。 3 <u>管理者</u>は、前項の規定により浄化槽の設置を決定したときは、併せて設置する浄化槽の規模を決定するものとする。 （設置工事計画書の作成等） 第4条 <u>管理者</u>は、前条第2項及び第3項の規定により浄化槽の設置及び設置する浄化槽の規模を決定したときは、設置工事計画書を作成し、同条第1項の規定による申請を行った住宅所有者等（以下「申請者」という。）の承認を求めるものとする。 2 申請者は、設置工事計画書の内容に異議があるときは、<u>管理者</u>に対し、その変更を求めることができる。 3及び4 略 （設置完了の通知） 第5条 <u>管理者</u>は、設置工事計画書に基づき浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。 （排水設備の設置） 第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、遅滞なく排水設備を設置し、汚水を浄化槽により処理しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 （排水設備の計画の確認） 第7条 排水設備の新設、増設、改築又は修繕（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が<u>規程</u>で定める排水設備の設置基準に適合するものであることについて、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、排水設備の修繕のうち<u>規程</u>で定める軽易な修繕については、<u>管理者</u>の確認を要しない。 （排水設備の工事の完了及び検査） 第9条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から起算して5日以内	土地が借地等であって当該土地の所有者の承諾の得られない者は、申請することができない。 2 <u>市長</u>は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内で浄化槽の設置を決定するものとする。 3 <u>市長</u>は、前項の規定により浄化槽の設置を決定したときは、併せて設置する浄化槽の規模を決定するものとする。 （設置工事計画書の作成等） 第4条 <u>市長</u>は、前条第2項及び第3項の規定により浄化槽の設置及び設置する浄化槽の規模を決定したときは、設置工事計画書を作成し、同条第1項の規定による申請を行った住宅所有者等（以下「申請者」という。）の承認を求めるものとする。 2 申請者は、設置工事計画書の内容に異議があるときは、<u>市長</u>に対し、その変更を求めることができる。 3及び4 略 （設置完了の通知） 第5条 <u>市長</u>は、設置工事計画書に基づき浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。 （排水設備の設置） 第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、遅滞なく排水設備を設置し、汚水を浄化槽により処理しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 （排水設備の計画の確認） 第7条 排水設備の新設、増設、改築又は修繕（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が<u>規則</u>で定める排水設備の設置基準に適合するものであることについて、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、排水設備の修繕のうち<u>規則</u>で定める軽易な修繕については、<u>市長</u>の確認を要しない。 （排水設備の工事の完了及び検査） 第9条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から起算して5日以内

改 正 案	改 正 前
にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出) 第10条 使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (浄化槽の位置の変更) 第11条 浄化槽の設置を受けた住宅所有者等（以下「設置住宅所有者等」という。）は、浄化槽の位置の変更を必要とする特別な事情が生じたときは、<u>管理者</u>の承認を得てこれを行うことができる。 (分担金の徴収) 第12条 <u>管理者</u>は、浄化槽及びその附属設備の設置に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、設置住宅所有者等を受益者として、分担金を徴収する。 2 略 3 分担金の額は、別表第1に定める額とする。ただし、浄化槽の設置に要する費用（浄化槽の設置に係る土地に関する費用を除き、税を含む額とする。以下「事業費」という。）が浄化槽の設置に要する標準的な費用（税を含む額とする。）として<u>規程</u>で定める額（以下「標準事業費」という。）を超える場合にあっては、事業費と標準事業費との差額と同表に定める額との合計額とする。 4 分担金は、一括して徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。 5 分担金の納期限は、<u>規程</u>で定める。 6 <u>管理者</u>は、分担金の額を決定したときは、速やかに分担金の額、その納期限その他分担金の納付に必要な事項を第1項に規定する受益者（以下「受益者」という。）に通知しなければならない。 (分担金の減免等) 第13条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、分担金を減額	にその旨を<u>市長</u>に届け出て、検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出) 第10条 使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (浄化槽の位置の変更) 第11条 浄化槽の設置を受けた住宅所有者等（以下「設置住宅所有者等」という。）は、浄化槽の位置の変更を必要とする特別な事情が生じたときは、<u>市長</u>の承認を得てこれを行うことができる。 (分担金の徴収) 第12条 <u>市長</u>は、浄化槽及びその附属設備の設置に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、設置住宅所有者等を受益者として、分担金を徴収する。 2 略 3 分担金の額は、別表第1に定める額とする。ただし、浄化槽の設置に要する費用（浄化槽の設置に係る土地に関する費用を除き、税を含む額とする。以下「事業費」という。）が浄化槽の設置に要する標準的な費用（税を含む額とする。）として<u>規則</u>で定める額（以下「標準事業費」という。）を超える場合にあっては、事業費と標準事業費との差額と同表に定める額との合計額とする。 4 分担金は、一括して徴収する。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。 5 分担金の納期限は、<u>規則</u>で定める。 6 <u>市長</u>は、分担金の額を決定したときは、速やかに分担金の額、その納期限その他分担金の納付に必要な事項を第1項に規定する受益者（以下「受益者」という。）に通知しなければならない。 (分担金の減免等) 第13条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、分担金を減額

改 正 案	改 正 前																								
し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 (1)及び(2) 略 (使用料の徴収) 第 1 5 条 <u>管理者</u>は、使用者から、浄化槽の使用を開始し、又は現に休止しているその使用を再開した日の属する月からその使用を廃止し、又は使用を休止した日の属する月までの間、浄化槽使用料（以下「使用料」という。）を毎月徴収する。 2 ～ 4 略 (資料の提出) 第 1 8 条 <u>管理者</u>は、浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な限度において住宅所有者等、設置住宅所有者等又は使用者から資料の提出を求めることができる。 2 略 (委任) 第 2 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。 別表第 1 （第 1 2 条関係） <table border="1"> <tr> <td>浄化槽の規模</td><td>分担金の額</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>1 1 ～ 5 0 人 槽</td><td><u>管理者</u>が定める額</td></tr> </table> 別表第 2 （第 1 5 条関係） <table border="1"> <tr> <td>浄化槽の規模</td><td>使用料の額</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>1 1 ～ 5 0 人 槽</td><td><u>管理者</u>が定める額</td></tr> </table> 備考 略	浄化槽の規模	分担金の額	(略)		1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>管理者</u> が定める額	浄化槽の規模	使用料の額	(略)		1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>管理者</u> が定める額	し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 (1)及び(2) 略 (使用料の徴収) 第 1 5 条 <u>市長</u>は、使用者から、浄化槽の使用を開始し、又は現に休止しているその使用を再開した日の属する月からその使用を廃止し、又は使用を休止した日の属する月までの間、浄化槽使用料（以下「使用料」という。）を毎月徴収する。 2 ～ 4 略 (資料の提出) 第 1 8 条 <u>市長</u>は、浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な限度において住宅所有者等、設置住宅所有者等又は使用者から資料の提出を求めることができる。 2 略 (委任) 第 2 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 別表第 1 （第 1 2 条関係） <table border="1"> <tr> <td>浄化槽の規模</td><td>分担金の額</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>1 1 ～ 5 0 人 槽</td><td><u>市長</u>が定める額</td></tr> </table> 別表第 2 （第 1 5 条関係） <table border="1"> <tr> <td>浄化槽の規模</td><td>使用料の額</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>1 1 ～ 5 0 人 槽</td><td><u>市長</u>が定める額</td></tr> </table> 備考 略	浄化槽の規模	分担金の額	(略)		1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>市長</u> が定める額	浄化槽の規模	使用料の額	(略)		1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>市長</u> が定める額
浄化槽の規模	分担金の額																								
(略)																									
1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>管理者</u> が定める額																								
浄化槽の規模	使用料の額																								
(略)																									
1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>管理者</u> が定める額																								
浄化槽の規模	分担金の額																								
(略)																									
1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>市長</u> が定める額																								
浄化槽の規模	使用料の額																								
(略)																									
1 1 ～ 5 0 人 槽	<u>市長</u> が定める額																								

(7) 第 7 条の規定による上越市行政組織条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(事務分掌) 第 2 条 略 (1)～(5) 略 (6) 略 ア～エ 略 (削除) (7)～(11) 略	(事務分掌) 第 2 条 略 (1)～(5) 略 (6) 略 ア～エ 略 <u>オ 生活排水に関すること。</u> (7)～(11) 略

(参考) 下水道事業のガス水道局への移管について

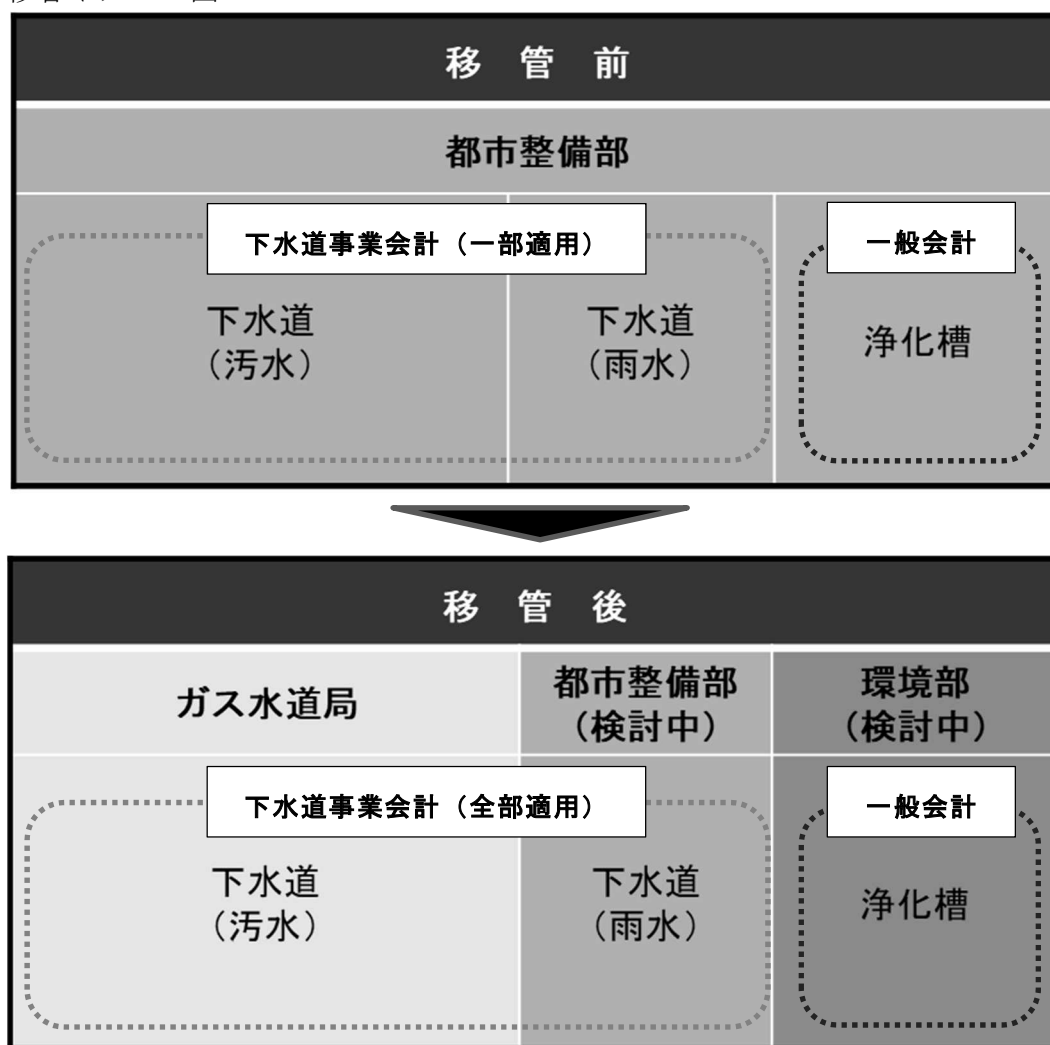
○ 目的

下水道事業及びガス水道事業では、人口減少に伴う使用料の減収、資材高騰による事業費の増嵩、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、共通の課題を抱える中、これらの経営環境の変化に適応し、持続的にサービスを提供するため、一体的な事業運営を行い、経営基盤の強化を図るもの

○ 主な効果

下水道事業及びガス水道事業で行う窓口業務や財産管理、総務及び経理事務などの共通業務を一元化することにより、市民サービスの向上や業務の効率化が図られる。

・ 移管イメージ図



所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 7 号
提 出 課	道路課・河川海岸砂防課

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例 の一部改正について

1 改正理由

県条例の一部改正に準じ、法定外公共物及び準用河川区域内の土地から生ずる石、土砂等の採取料を改定するもの

2 改正内容

- (1) 第 1 条の規定による上越市法定外公共物管理条例の改正内容
採取料の額を改める。（別表第 2 関係）
- (2) 第 2 条の規定による上越市準用河川管理条例の改正内容
採取料の額を改める。（別表第 3 関係）
- (3) この条例の施行の日以後の徴収に係る採取料について適用し、同日前の徴収に係る採取料については、なお従前の例による。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例改正案新旧対照表

- (1) 第 1 条の規定による上越市法定外公共物管理条例の一部改正

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案				改 正 前			
別表第 2（第 1 7 条関係）				別表第 2（第 1 7 条関係）			
種類		単位	金額	種類		単位	金額
石	長径8cm以上30cm未満のもの	1m ³	175円	石	長径8cm以上30cm未満のもの	1m ³	155円
	長 径 30cm 以 上 45cm未満のもの	1個	65円		長 径 30cm 以 上 45cm未満のもの	1個	60円
	長 径 45cm 以 上 60cm未満のもの	1個	130円		長 径 45cm 以 上 60cm未満のもの	1個	115円
	長 径 60cm 以 上 90cm未満のもの	1個	3,940円		長 径 60cm 以 上 90cm未満のもの	1個	3,530円
	長 径 90cm 以 上 120cm未満のもの	1個	7,895円		長 径 90cm 以 上 120cm未満のもの	1個	7,060円
	長径120cm以上のもの	1個	7,895 円 に 長 径 が 120cmを超える15cm までごとに789円を 加算した額		長径120cm以上のもの	1個	7,060 円 に 長 径 が 120cmを超える15cm までごとに706円を 加算した額
	砂利	1m ³	195円		砂利	1m ³	175円
かき込み砂利	1m ³	175円	かき込み砂利	1m ³	155円		
土砂	1m ³	150円	土砂	1m ³	135円		
その他のもの		その都度市長が定める額		その他のもの		その都度市長が定める額	

改 正 案	改 正 前
備考 略	備考 略

(2) 第 2 条の規定による上越市準用河川管理条例の一部改正

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表第 3（第 1 0 条関係）			別表第 3（第 1 0 条関係）		
種類	単位	金額	種類	単位	金額
砂利	1m ³	195円	砂利	1m ³	175円
かき込み砂利	1m ³	175円	かき込み砂利	1m ³	155円
土砂	1m ³	150円	土砂	1m ³	135円
その他のもの	その都度市長が定める額		その他のもの	その都度市長が定める額	
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 8 号
提 出 課	建築住宅課

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部改正について

1 改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を受け、放置すれば特定空き家になるおそれのある空き家に対する措置を定めるほか、特定空き家に対する緊急時の代執行に係る手続の特例を定めるなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等を「管理不全空き家等」と定義する。（第 2 条関係）
- (2) 管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な措置について、所有者等に対し、指導及び勧告することができる旨の規定を加える。（第 9 条、第 1 0 条関係）
- (3) 災害その他非常の場合において著しく危険な状態にある特定空き家等に対し、緊急に除却等の必要な措置を行うときは、命令等の手続を経ずに、代執行を行うことができる旨の規定を加える。（第 1 2 条関係）
- (4) 代執行時において、行政代執行法に定める国税滞納処分の例により、費用徴収することができる旨の規定を加える。（第 1 2 条関係）
- (5) 市長が空き家等の所有者把握に関し必要な情報の提供を求めることができる者として、空き家等に工作物を設置している者を加える。（第 2 6 条関係）
- (6) その他文言を整備する。

3 施行期日

公布の日

4 上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 空き家等 市の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する	（定義） 第 2 条 この条例において「空き家等」とは、市の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 2 この条例において「特定空き家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険

改 正 案	改 正 前
<u>ものを除く。</u> (2) <u>特定空き家等</u> <u>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。</u> (3) <u>管理不全空き家等</u> <u>空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等をいう。</u> (当事者間における解決の原則) 第3条 <u>特定空き家等又は管理不全空き家等</u>に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。 (市民の役割) 第5条 市民は、<u>特定空き家等又は管理不全空き家等</u>の増加防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。 2 <u>特定空き家等又は管理不全空き家等</u>であると疑われる空き家等を発見した市民は、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。 (市の責務) 第6条 市は、<u>特定空き家等又は管理不全空き家等</u>の発生を未然に防止するとともに、空き家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。 (空き家等対策計画) 第7条 市長は、<u>空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空き家等対策計画」という。）</u>を定めなければならない。 2 略 (1)～(5) 略 (6) <u>特定空き家等に対する措置（第9条第1項の規定による助言若しくは指導、第10</u>	<u>となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。</u> (当事者間における解決の原則) 第3条 <u>特定空き家等</u> _____ に 関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。 (市民の役割) 第5条 市民は、<u>特定空き家等</u> _____ _____の増加防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。 2 <u>特定空き家等</u> _____ であると疑われる空き家等を発見した市民は、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。 (市の責務) 第6条 市は、<u>特定空き家等</u> _____ _____の発生を未然に防止するとともに、空き家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。 (空き家等対策計画) 第7条 市長は、<u>空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空き家等対策計画」という。）</u>を定めなければならない。 2 略 (1)～(5) 略 (6) <u>特定空き家等に対する措置（第9条</u> _____ _____の規定による助言若しくは指導、<u>第10</u>

改 正 案	改 正 前
<u>条第1項の規定による勧告、第11条第1項の規定による命令又は第12条第1項、第2項若しくは第4項の規定による代執行をいう。）その他の特定空き家等への対処に関する事項</u> <u>(7) 管理不全空き家等に対する措置（第9条第2項の規定による指導又は第10条第2項の規定による勧告をいう。）その他管理不全空き家等への対処に関する事項</u> (追加) <u>(8)～(10) 略</u> 3及び4 略 (特定空き家等又は管理不全空き家等の認定) 第8条 市長は、空き家等に関し第5条第2項の情報提供を受けたとき又は特定空き家等若しくは管理不全空き家等であると疑われるときは、第27条第1項の規定による調査を行い、当該空き家等が現に特定空き家等又は管理不全空き家等であると認めるときは、特定空き家等又は管理不全空き家等として認定するものとする。 2 市長は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ上越市空き家等対策協議会の意見を聴くものとする。 (助言又は指導) 第9条 略 <u>2 市長は、前条第1項の規定により認定した管理不全空き家等の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針（同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。</u> (追加) (勧告) 第10条 市長は、<u>前条第1項</u>の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。	<u>条</u>の規定による勧告、第11条第1項の規定による命令又は<u>第12条第1項若しくは第2項</u>の規定による代執行をいう。）その他の特定空き家等への対処に関する事項 <u>(7)～(9) 略</u> 3及び4 略 (特定空き家等<u> </u>の認定) 第8条 市長は、空き家等に関し第5条第2項の情報提供を受けたとき又は特定空き家等<u> </u>であると疑われるときは、第27条第1項の規定による調査を行い、当該空き家等が現に特定空き家等<u> </u>であると認めるときは、特定空き家等<u> </u>として認定するものとする。 2 市長は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ上越市空き家等対策協議会の意見を聴くことができる。 (助言又は指導) 第9条 略 (勧告) 第10条 市長は、<u>前条</u>の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

改 正 案	改 正 前
2 市長は、<u>前条第2項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空き家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。</u>（追加） 3 市長は、<u>前2項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ上越市空き家等対策協議会の意見を聴くものとする。</u>（追加）（命令等） 第11条 市長は、<u>前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</u> 2～6 略 7 市長は、<u>第1項の規定により勧告に係る措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ上越市空き家等対策協議会の意見を聴くものとする。</u>（追加）（代執行等） 第12条 略 2 市長は、<u>前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく第9条第1項の助言若しくは指導又は第10条第1項の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合において、市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨をあらかじめ公告しなければな</u>	（命令等） 第11条 市長は、<u>前条</u> の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。 2～6 略 （代執行等） 第12条 略 2 市長は、<u>前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者</u> を確知することができないとき（過失がなく<u>第9条</u> の助言若しくは指導又は<u>第10条</u> の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、<u>その者</u> の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に <u>行</u> 行わせることができる。この場合において、<u>相当の期限を定めて、</u> その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又は<u>その命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき</u> 旨をあらかじめ公告しなければな

改 正 案	改 正 前
らない。 3 略 4 市長は、災害その他非常の場合において、<u>特定空き家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空き家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認める場合で、前条の規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、同条及び前3項の規定にかかわらず、当該特定空き家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。</u>（追加） 5 市長は、前項の代執行をしたときは、<u>上越市空き家等対策協議会に報告しなければならない。</u>（追加） 6 <u>第2項及び第4項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。</u>（追加） （緊急安全措置） 第15条 略 2 市長は、前項の措置を講ずるときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等にあらかじめ通知（所有者等又はその連絡先を確認することができない場合にあっては、<u>公告。以下この項において同じ。</u>）をするものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、<u>同項の措置を講じた後に通知するものとする。</u> （所掌事項） 第22条 略 (1) 略 (2) 第8条第1項の規定による特定空き家等<u>又は管理不全空き家等</u>の認定の基準について、諮問に応じ審議すること。 (3) 第8条第1項の規定による特定空き家等<u>又は管理不全空き家等</u>の認定について、同条第2項の規定により意見を述べること。 (4) <u>第10条第1項の規定による特定空き家等に係る勧告及び同条第2項の規定による管理不全空き家等に係る勧告について、同条第3項の規定により意見を述べること。</u> （追加）	らない。 3 略 （緊急安全措置） 第15条 略 2 市長は、前項の措置を講ずるときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に_____通知（所有者等又はその連絡先を確認することができない場合にあっては、<u>公告</u>_____）をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、<u>この限りでない</u> _____。 （所掌事項） 第22条 略 (1) 略 (2) 第8条第1項の規定による特定空き家等_____の認定の基準について、諮問に応じ審議すること。 (3) 第8条第1項の規定による特定空き家等_____の認定について、同条第2項の規定により意見を述べること。

改 正 案	改 正 前
<u>(5) 第 1 1 条第 1 項の規定による特定空き家等に係る命令について、同条第 7 項の規定により意見を述べること。</u> (追加) <u>(6)及び(7)</u> 略 (空き家等の所有者等に関する情報の利用等) 第 2 6 条 略 2 市長は、法第 1 0 条第 3 項の規定により、関係する地方公共団体の長、<u>空き家等に工作物を設置している者</u>その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 (立入調査等) 第 2 7 条 略 2 市長は、<u>第 9 条第 1 項、第 1 0 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、空き家等の所有者等に対し、当該空き家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空き家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</u> 3 ～ 6 略	<u>(4)及び(5)</u> 略 (空き家等の所有者等に関する情報の利用等) 第 2 6 条 略 2 市長は、法第 1 0 条第 3 項の規定により、関係する地方公共団体の長_____その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 (立入調査等) 第 2 7 条 略 2 市長は、<u>第 9 条、第 1 0 条</u> _____ 及び第 1 1 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、<u>当該職員又は</u> _____その委任した者に、空き家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 3 ～ 6 略

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 3 5 号 議案第 1 3 6 号
提 出 課	道路課

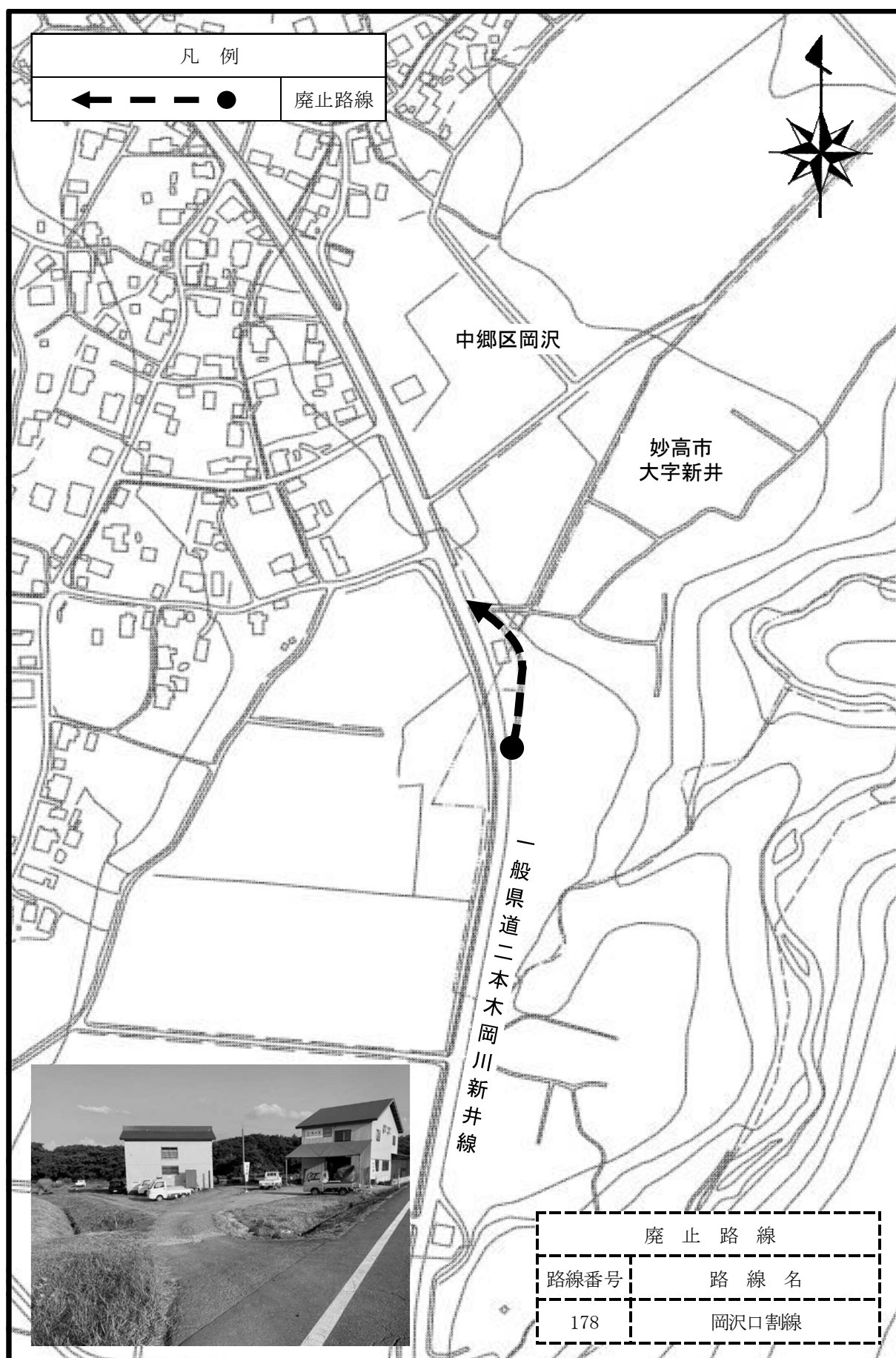
市道路線の廃止及び認定について

1 廃止路線

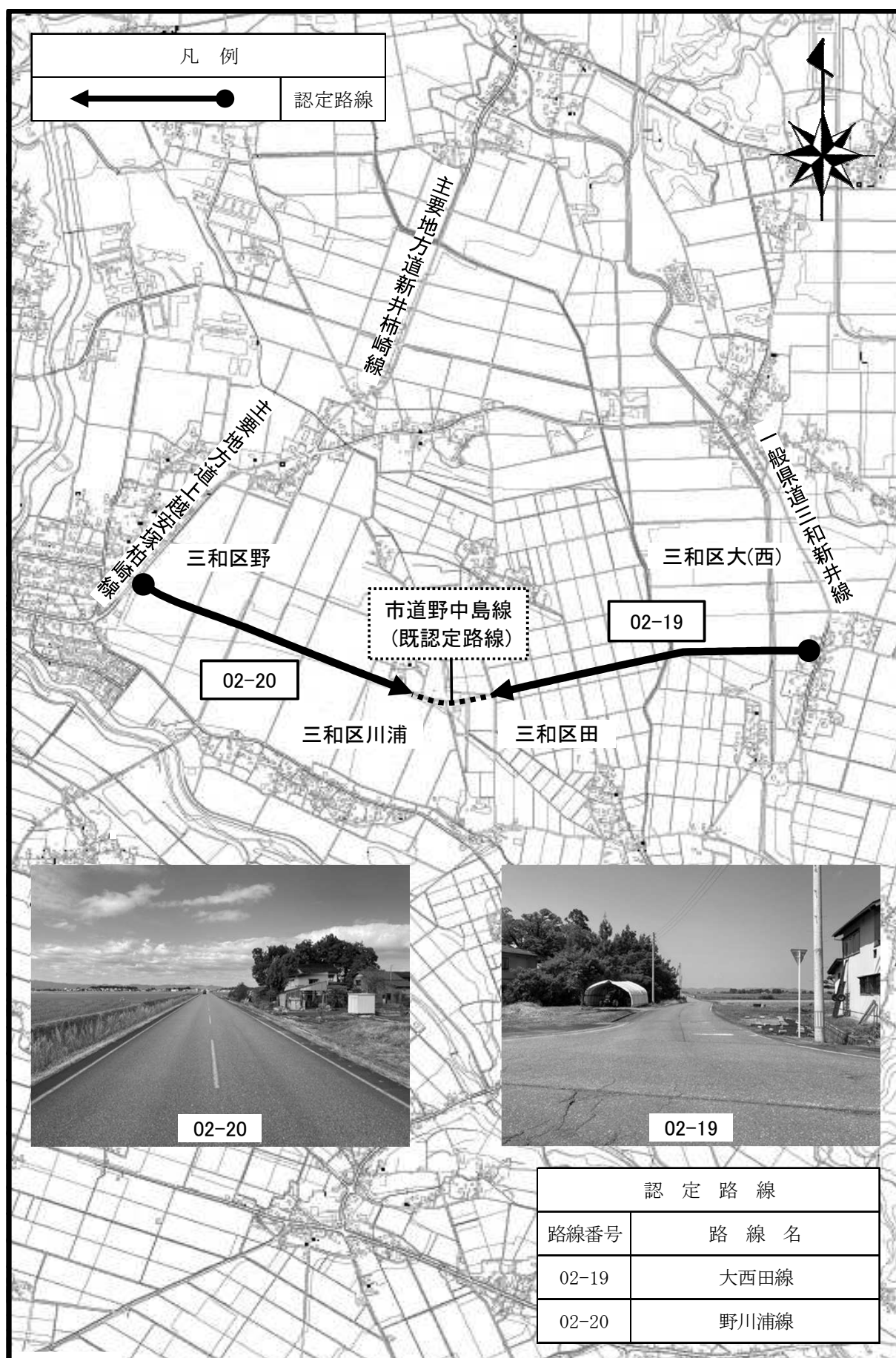
路線 番号	路線名	幅員 (m)		延長 (m)	路面 状況	廃止理由	ページ
		車道	道路部				
178	岡沢口割線	2.3～ 3.6	3.3～ 4.6	118.8	砂利	町内会からの要望により、廃止するもの	36
合計 1 路線				118.8			

2 認定路線

路線 番号	路線名	幅員 (m)		延長 (m)	路面 状況	認定理由	ページ
		車道	道路部				
376	上吉 7 号線	4.4～ 12.4	6.5～ 14.5	60.8	アスファルト	民間の開発行為により、新たに認定するもの	37
02-19	大西田線	5.5～ 9.5	7.0～ 11.0	1,291.4	アスファルト	町内会からの要望により、新たに認定するもの	38
02-20	野川浦線	5.5～ 17.0	7.0～ 18.5	1,198.4	アスファルト	町内会からの要望により、新たに認定するもの	
合計 3 路線				2,550.6			







所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 4 号
提 出 課	生活排水対策課

歳出科目（P34～P35）	4 款 2 項 2 目	生活環境費
---------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
生活排水対策事業	86,230	7,641	93,871

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	2,468	負担金補助及び交付金	
一般財源	5,173		7,641

【補正理由】

合併処理浄化槽設置費補助金について、当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

区 分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	86,223	7,641	93,864
合併処理浄化槽設置費補助金	86,122	7,641	93,763

【実施内容】

合併処理浄化槽設置費補助金の交付基数

区 分	令和 6 年度 当初計画	令和 6 年度末 見込み	比 較
合併処理浄化槽整備区域	17 基	26 基	9 基
合併処理浄化槽転換区域	73 基	75 基	2 基
合 計	90 基	101 基	11 基

債務負担行為の補正について

1 内 容

令和 7 年度に予定する市道舗装及び外側線の計画的修繕について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

197,397 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和 6 年度	0
令和 7 年度	197,397
合 計	197,397

4 実施内容

舗装の計画的修繕 171,189 千円

地 区	路線名	施工地	実施内容
合併前上越市	金谷山公園線ほか 4 路線	大貫二丁目ほか	切削オーバーレイ工
安塚区	坊金和田線ほか 1 路線	和田	オーバーレイ工
浦川原区	川南線	虫川	オーバーレイ工
大島区	川原田線支線	大平	オーバーレイ工
牧区	上川井沢大月線	大月ほか	オーバーレイ工
柿崎区	黒岩芋ノ島線ほか 2 路線	上中山ほか	オーバーレイ工ほか
大潟区	大潟 9 号線ほか 1 路線	下小船津浜	切削オーバーレイ工
頸城区	工業団地 1 号線	上吉	切削オーバーレイ工
吉川区	木ノ実谷線ほか 1 路線	下町ほか	切削オーバーレイ工
中郷区	江端二本木線	八斗蒔	切削オーバーレイ工
板倉区	板倉中央線ほか 1 路線	沢田ほか	オーバーレイ工
清里区	奈良尾線	梨平	オーバーレイ工
三和区	下広田広井線ほか 1 路線	広井ほか	オーバーレイ工

外側線の計画的修繕 26,208 千円

地 区	路線名	施工地	実施内容
市内一円	国府西本町線ほか 123 路線	国府三丁目 ほか	外側線及び中央線の 引き直し

債務負担行為の補正について

1 内 容

令和 7 年度に予定する除雪機械の購入について、早期発注により余裕のある納入期間を設けるため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

363,170 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和 6 年度	0
令和 7 年度	363,170
合 計	363,170

4 実施内容

除雪機械購入内訳

車 種	台 数	配置区
除雪ドーザ 8 t ～16 t 級	6	合併前上越市（3 台）、牧区、中郷区、三和区
ロータリ除雪車 2.6m 級	2	安塚区、大島区
小形除雪車 1.3m 級	2	合併前上越市、吉川区

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 0 号
提 出 課	生活排水対策課

支出科目（P126）	1 款 2 項	下水道事業資本的支出 固定資産購入費
------------	---------	--------------------

単位：千円

科 目 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
有形固定資産購入費	3, 851	7, 782	11, 633

経 費 内 訳		
工具・器具及び備品	7, 782	

【補正理由】

ガス水道局に下水道事業を移管することに伴い、机や椅子などの執務環境を整えるための経費を増額するもの

【補正内容】

区 分	補正前	補正額	補正後
工具・器具及び備品	138	7, 782	7, 920
工具・器具及び備品	138	7, 782	7, 920

債務負担行為の補正について

1 内 容

令和 7 年度に予定する公共下水道汚水整備事業及び雨水整備事業について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

526,784 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和 6 年度	0
令和 7 年度	526,784
合 計	526,784

4 実施内容

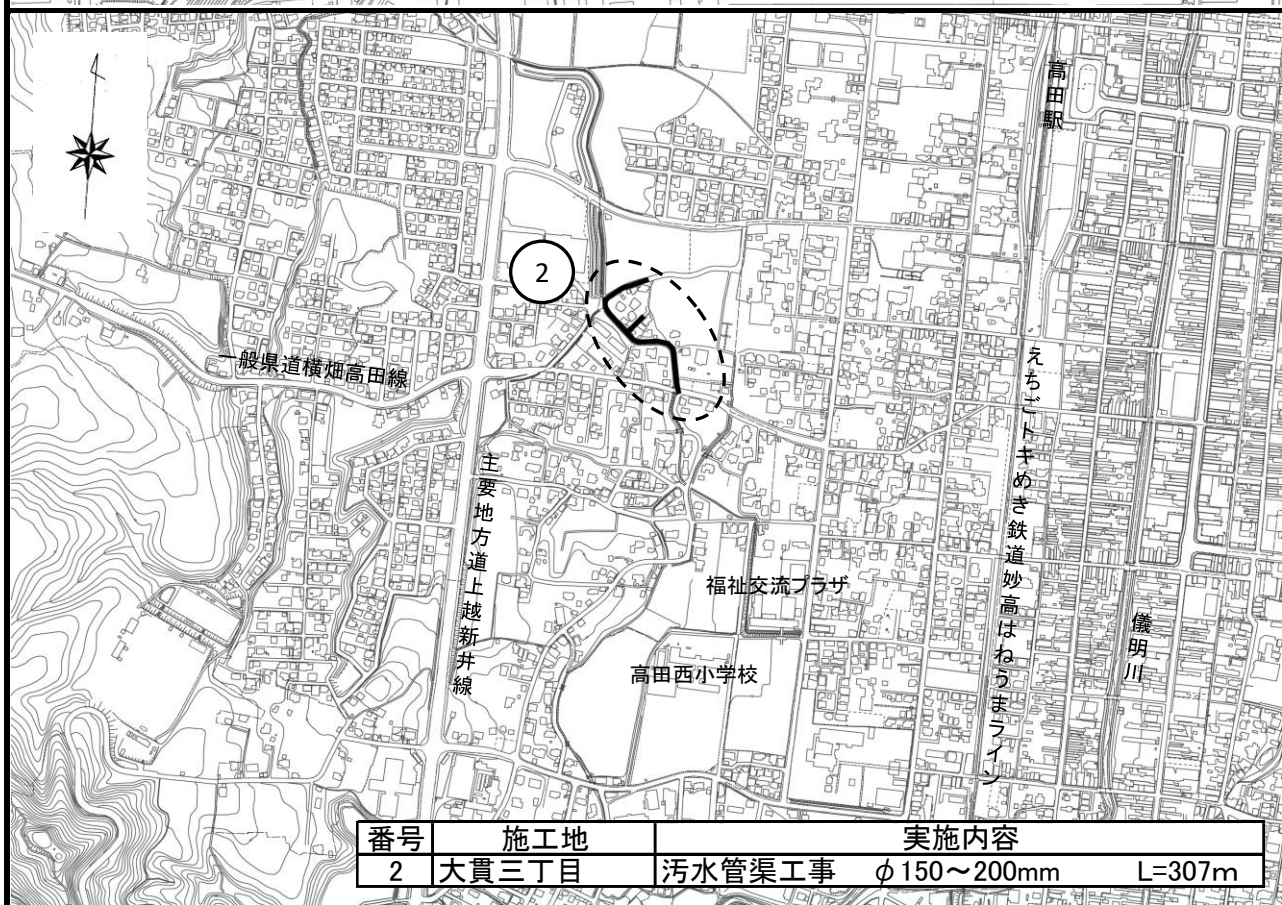
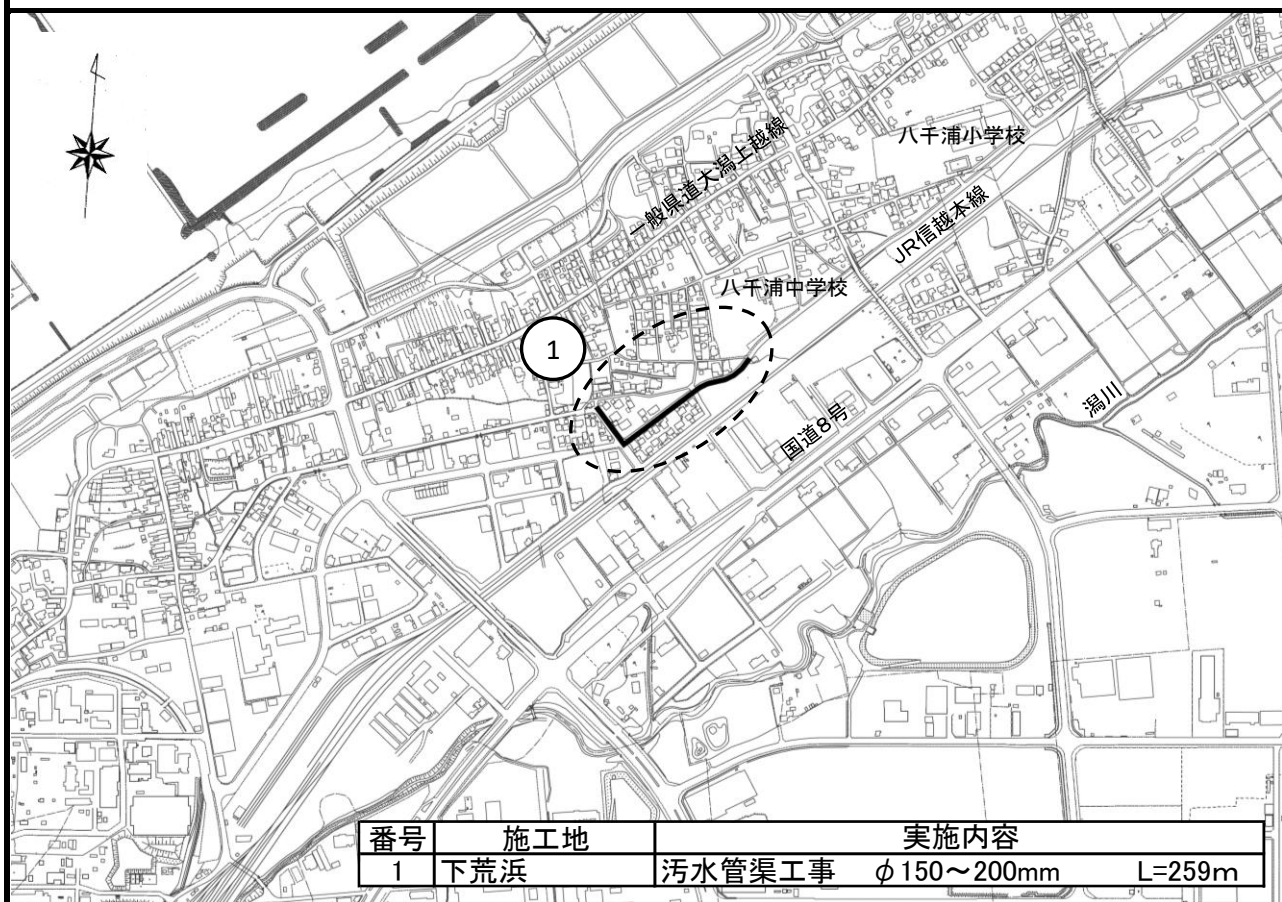
公共下水道汚水整備事業 513,365 千円

地 区	施工地	実施内容	ページ
合併前上越市	下荒浜ほか	污水管渠工事 ϕ 150～200mm L=1,488m	45～46
		物件移転補償 ガス管、水道管 一式	
		舗装本復旧工事 一式	

公共下水道雨水整備事業 13,419 千円

地 区	施工地	実施内容	ページ
合併前上越市	北城町一丁目	物件移転補償 ガス管、水道管 一式	－

公共下水道污水整備事業 位置図 (上越処理区)



公共下水道污水整備事業 位置図 (上越処理区)

